

議案第 29 号

三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 31 年 3 月 1 日

三次市長 増 田 和 俊

三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市体育施設設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 128 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

酒屋体育館	三次市東酒屋町 306 番地 60
上田体育館	三次市上田町 388 番地 3

」を

「

酒屋体育館	三次市東酒屋町 306 番地 60
-------	-------------------

」に改める。

別表第 4 中

「

酒屋体育館	（専用利用）
-------	--------

上田体育館	アマチュアスポーツ 500
吉舎敷地体育館	アマチュアスポーツ以外 1,200
三和下板木体育館	(専用利用以外)
甲奴上川体育館	半面 250 1/4面 120

」を

「

酒屋体育館	(専用利用)
吉舎敷地体育館	アマチュアスポーツ 500
三和下板木体育館	アマチュアスポーツ以外 1,200
甲奴上川体育館	(専用利用以外) 半面 250 1/4面 120

」に改める。

#### 附 則

この条例は、三次市山の学校設置及び管理条例（平成31年三次市条例第 号）の施行の日から施行する。